

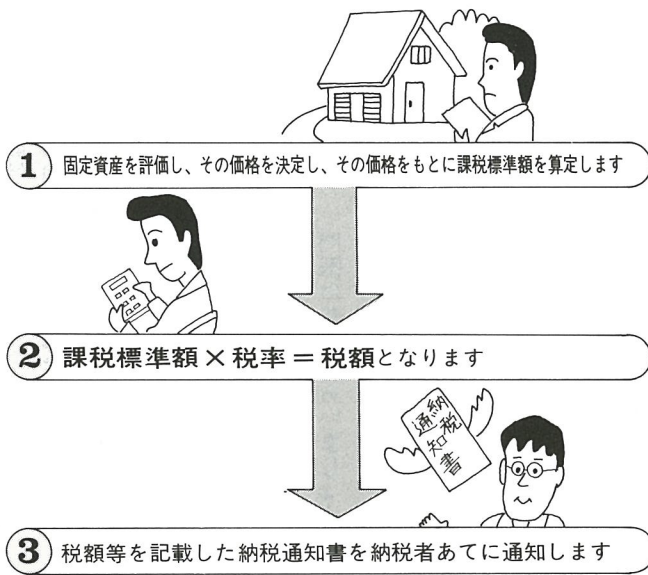
固定資産税シリーズ

〈その3〉

税額算定の あらまし



固定資産税は、
次のような手順で税額が決定されます。



①固定資産を評価し、その価格等を決定します。

自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、固定資産を評価し、町長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産台帳に登録され、固定資産課税台帳の縦覧に供されます。この縦覧後に税額を算定することになります。

●価格の据置措置●

土地と家屋については、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、第2年度及び第3年度は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

ただし第二年度又は第三年度において①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②土地の地目の変換、家屋の改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い、価格を決定します。（次の基準年度は昭和63年度です。）

●償却資産の申告制度●

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。この申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定します。

●固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となるため、これを毎年、通常3月1日から3月20日までの間に、関係者にお見せしています。（ただし、評価替えの年は、この期間が延期されることがあります。）

②課税標準 × 税率 = 税額となります。

●課税標準額●

原則として固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について負担調整措置が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

※住宅用地の課税標準の特例及び土地の負担調整措置についてはのちほどお知らせします。

●免税点●

光町の区域内に同一人が所有する土地、家屋償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	15万円	家屋	8万円	償却資産	100万円
----	------	----	-----	------	-------

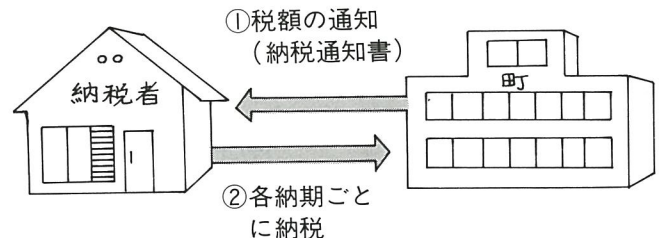
●税率●

固定資産税の税率は、地方税法の定めによる標準税率である100分の1.4で町の条例で定められています。（最高税率は100分の2.1）

③税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知します。

●納税のしくみ●

固定資産税は、納税通知書によって町から納税者に対し税額が通知され、年4回の納期に分けて納税していただきます。



●納税通知書●

納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法等が記載されています。